平成２５年（フ）第４４号
茨城県つくば市桜が丘16番地10
債務者　髙山　ルミ
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９８号
千葉県浦安市東野３丁目９番17―104号　旭レジデンス浦安
債務者　中山　光二
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３号
千葉市美浜区高洲２丁目８番７棟505号
債務者　板垣　郁夫
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
千葉市美浜区高洲２丁目８番７棟505号
債務者　板垣ナミ子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区28棟402号
債務者　菊地　由香
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７号
千葉市緑区誉田町２丁目23番地49　第一アパートＢ棟101号
債務者　鶴丸　睦彦
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５号
千葉県船橋市芝山４丁目25番35号
債務者　金子　由紀
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９号
千葉市美浜区高洲２丁目８番３棟307号
債務者　土屋　英夫
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３１号
千葉県市原市君塚２丁目６番地11　ヒマワリハイツ206号室
債務者　岸上　正夫
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４号
千葉県市原市姉崎364番地14　グリーンビレッジ姉ヶ崎Ⅱ509号
債務者　高石　賢資
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３７号
千葉市若葉区桜木北２丁目４番32号都賀プラザ103号、旧住所千葉市若葉区桜木２―23―14―1421
債務者　樋口　直也
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５０号
千葉県市川市二俣２丁目５番２号　ヒカリハイツＥ201
債務者　木村美津子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５７号
千葉県市川市大町124番地　市営住宅大町第３団地Ｂ棟1302号
債務者　本間　延子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６７号
千葉県八千代市勝田台１丁目26番地３　いずみハイツ203号
債務者　野島　義央
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８０号
千葉県船橋市夏見１丁目16番９号ファミーユ夏見201号
債務者　臼田　春美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９３号
千葉県木更津市羽鳥野３丁目１番地142
債務者　石田　香織
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０３号
千葉県習志野市実籾本郷15番32号　スズパレス102号
債務者　河合　信之
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係